

ガス供給契約に関する重要事項説明書

お客さまが、アストマックス・エネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス供給契約」といいます。）の詳細は、ガス小売供給約款及び主契約料金表（以下「供給約款等」といいます）に定めています。

1（ガス供給契約及び契約期間）

- (1) 当社は、株式会社グローバルエンジニアリング（ガス小売事業者登録番号：A0149、以下「本ガス小売事業者」といいます。）との取次契約に基づき、お客さまとの間でガス供給契約を締結し、本ガス小売事業者がお客さまにガスを供給する業務を行います。
- (2) 契約期間は、ガス供給契約が成立した日から、供給開始日以降 1 年目の日までとし、契約期間満了に先立って、お客さままたは当社から解除の意思表示がない場合は、供給契約は自動更新するものといたします。

2（ガス供給契約のお申し込み）

- (1) お客さまが新たにガス供給契約を希望される場合は、あらかじめ供給約款等、ガス重要事項説明（本書面）を承諾のうえ、当社指定の様式にてお申し込みをいただきます。ただし、軽易な内容のものについては、指定の様式以外の形式でのお申し込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガス供給契約のお申し込みについて、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、お申し込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - a 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - b ガス供給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項につき、当社が、本ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に提供すること
 - c ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果等、ガス供給契約の締結に必要な事項につき、当社が、本ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること

3（契約の成立、加入要件）

- (1) ガス供給契約は、お客さまからのお申し込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 当社は、法令、ガスの供給状況、供給設備の状況、料金等の支払状況（当社との他の契約の料金支払状況を含みます。）その他の事由によりやむをえない場合には、お客さまからの申し込みの全部または一部を承諾しないことがあります。
- (3) 一般ガス導管事業者が維持及び運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

4（供給開始予定日）

- (1) 他のガス小売事業者から当社のガス供給契約に変更する場合の供給開始予定日は、供給準備その他必要な手続きを考慮の上、お客さまと協議のうえ決定した日とします。ただし、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。

ガス供給契約に関する重要事項説明書

- (2) 万が一、お客様が供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の 5 営業日前までにお申し出いただく必要がございます。

5 (ガスご使用量やガス料金の計算方法について)

- (1) ガス使用量の検針は一般ガス導管事業者が行い、託送約款等に定めるところにより検針された使用量をもとに料金を計算します。
- (2) ガス料金の算定期間は、原則として、前月の託送約款等に定める検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、期間中途にてガスの使用を開始された場合には、供給開始日から直後の検針日までの期間を初回の算定期間として、使用日数に応じて日割計算するものとし、また、解約等により期間中途にてガスの供給契約が消滅した場合には、前月の検針日の翌日から供給契約が消滅した日までを算定期間として、使用日数に応じて日割計算するものとします。
- (3) ガス料金は、ガス供給契約ごとに、お客さまが選択された契約種別に基づき、ガスご使用量に応じて、供給約款又は申込書等にて定める主契約料金表における基本料金及び従量料金により算定いたします。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算いたします。
- (4) ガス料金メニューの主契約料金表及び適用条件については、供給約款、主契約料金表又は申込書等をご確認ください。
- (5) ガス使用量及び請求金額は、当社の定める方法により、お客さまにお知らせいたします（電磁的方法を含みます）。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることができます。

6 (ガス料金のお支払いについて)

- (1) ガス料金は、口座振替により、その他の附帯オプション等及び延滞利息等を合算し、毎月一括してお支払いをいただきます。
- (2) ガス料金等の支払義務は、供給約款の定めに基づき、原則として、一般ガス導管事業者から検針の結果を受領したこと等により、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。支払方法及び支払期日は以下のとおりとします。
- お支払い方法
- 口座振替、クレジットカード、コンビニ払込票とし、アストでんきに登録された支払い方法に準じます。
- ※「アストでんき」を解約し、アストガスのみのご利用の場合で、登録口座を変更する場合はコンビニ払込票のみの取り扱いとなります。
- (3) 支払期日から 5 歴日の間において、支払期日時での当社への支払義務にあたる金額の全額をお支払いいただいた場合は、延滞利息は発生しないものとします。
- (4) 料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合や、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合等の特別の事情が生じた場合には、お客さまは当該料金を、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。
- (5) ご利用明細書等の書面の発行をご希望される場合や、前項のお支払い方法を継続する場合等には、当該書面の発行に係る費用に相当する金額を申し受ける場合があります。

ガス供給契約に関する重要事項説明書

7 (供給ガスの熱量、圧力、燃焼性)

当社が供給するガスの熱量、圧力及びガスグループは次の通りです。

[熱量] 標準熱量 45 メガジュール、最低熱量 44 メガジュール

[圧力] 最高圧力 2.5 キロパスカル、最低圧力 1.0 キロパスカル

[燃焼性] 供給ガスの属するグループ：13A

最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35

最高ウォッペ指数：57.8 最低ウォッペ指数：52.7

8 (お客さま希望による契約変更または解約について)

- (1) お客さまがガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、お問い合わせ先までご連絡ください。
- (2) お客さまがガスの供給を受けるガス小売事業者を変更されることに伴い、当社との供給契約の解約希望日を通知される場合、新たなガス小売事業者がガスを供給するために必要な手続きを、託送約款等に定める日までに行わなかったときは、解約希望日にかかわらず、供給契約は消滅しないものといたします。
- (3) その他ほかの契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、お問い合わせ先までご連絡ください。

9 (当社が行う契約の解除について)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ガス供給契約を解約することができます。
 - a 供給約款等によってガスの供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - b お客さまがガス料金につき、支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合
 - c お客さまが当社との他の供給契約が存在する場合において、当該契約に基づく料金につき、支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合
 - d お客さまが供給約款等によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等その他、供給約款または主契約料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - e お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について、銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - f お客さまが破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合
 - g お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - h お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - i その他、お客さまが供給約款等の規定に違反した場合
- (2) 上記により当社がガス供給契約を解約する場合には、当社は、解約日に供給を終了するための処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないます。

10 (供給契約消滅後の関係)

供給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、供給契約が解約されても、消滅いたしません。

ガス供給契約に関する重要事項説明書

11 (供給約款等の変更に関するお客さま承諾について)

- (1) 当社は、本約款または主契約料金表を変更することがあります。その場合、当社は当該変更の内容のみを、電子メール等による書面の交付、及び当社 web サイトへの公示その他の方法によりお客さまに通知するものとし、お客さまはその旨承諾するものいたします。ただし、当該変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない変更である場合には、当社は、当該変更をおこなう事項につき、電子メール等による書面を交付することなく、当社 web サイトへの公示をもって通知ものとし、お客さまはその旨を承諾するものいたします。
- (2) ガス料金にかかわる変更については、変更の直後の検針日の翌日から、変更後の供給約款及び主契約料金表が適用されます。その他料金にかかわらない供給条件等については、変更を行った日から、変更後の供給約款及び主契約料金表を適用いたします。

12 (供給または使用の制限等)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本ガス小売事業者によるガスの供給の制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用の制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - a 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - b ガス工作物に故障、または点検、修理、取替、その他工事等のために必要がある場合
 - c ガス工作物の修理その他工事を実施のための必要がある場合
 - d 法令の規定による場合
 - e ガス漏れまたはガスの不完全燃焼等による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - f 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合
 - g その他、保安上必要があるまたは託送約款等で定められた事項に該当する場合
- (2) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、本ガス小売事業者によるガスの供給を停止することがあります。
 - a ガス料金の支払期日を経過しても、ガス料金の支払いがない場合
 - b その他供給約款等に基づいて、お支払いを求めたガス料金以外の債務について、お支払いがない場合
 - c お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷、または失われた場合
 - d お客さまが、供給約款等の保安に対するお客さまの協力やお客さまの責任に関する規定に反した場合
 - e ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - f その他供給約款等または託送約款等に反し、その旨を警告しても改めない場合
- (3) 供給の制限等により、お客さまが損害を受けた場合において、当該一般ガス導管事業者または当社の責に帰すべき事由がないときは、当該一般ガス導管事業者または当社は、お客さまの損害について賠償の責任を負いません。また、供給の制限等によって当社が損害を受けた場合には、お客さまには当社の損害につき賠償をしていただきます。

13 (導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担)

- (1) 一般ガス導管事業者が維持及び運用する供給設備を介して、お客さまがガスの供給を受ける場合、供給の方法及びガス工事については、託送約款等に定めるところによるものいたします。
- (2) 当社が、一般ガス導管事業者から、託送約款等に基づいて、お客さまへのガスの供給に伴うガス工事等に係る工事費負担金等費用の請求を受けた場合、工事着手前において、導管事業者または当社が定める日を期日として、当該工事費負担金等費用をお客さまより導管事業者または当社が申し受けます。

ガス供給契約に関する重要事項説明書

- (3) 当社が、一般ガス導管事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等費用の清算を受けた場合、当社は、当該工事費負担金等をすみやかに清算するものとします。
- (4) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等、維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。なお、ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- (5) 内管及びガス栓はお客さまが所有し、お客さまの負担にて設置していただきます。
- (6) その他設備に関するお客さまの費用負担については、供給約款及び託送約款等の定めに従うものといたします。

14 (導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任)

- (1) 内管及びガス栓等、供給約款及び託送約款等の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当該一般ガス導管事業者の責とならない理由により損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責を負いません。
- (2) 当社また本ガス小売事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (3) 当社または本ガス小売事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- (4) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (5) お客さまは、当社、本ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (6) その他保安について、ガス供給約款第七章に定められた事項を遵守していただきます。

15 (託送約款等に定められたお客さまの責任に関する事項)

- (1) ガスの使用にあたり、託送約款等に定められる以下の事項について承諾いただきます。
 - a 必要な業務のために、お客さまの供給施設または消費機器の設置の場所へ立ち入ること
 - b ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止または制限すること
 - c ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと
- (2) ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対するお客さまの協力等、託送約款等に定められるお客さまの協力に関する事項について承諾いただきます。

16 (その他)

お客さまが、ガス供給契約の契約先を当社に変更するにあたり、お客さまの現在の契約先であるガス小売事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては当該ガス小売事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、現在の契約先であるガス小売事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合などお客さまの不利益となる事項が発生する場合があります。

ガス供給契約に関する重要事項説明書

また、お客様の所有する消費機器に故障等が発生した場合は、原則、お客様の修理手配及びご負担にて修理していただきます。

17 (個人情報の取り扱いについて)

当社は、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。）を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社の個人情報保護方針をご確認ください。

(個人情報保護方針 URL) https://astmaxenergy.co.jp/privacy_policy.html

お問い合わせ先

○申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き等、ご不明な点は、アストマックス・エネルギー株式会社へお問い合わせ下さい。

○アストマックス・エネルギー株式会社の連絡先

〒141-0022 東京都品川区東五反田二丁目 10 番 2 号

問い合わせ先 : astgas@astmax.co.jp

受付時間 : 平日 9:00-17:00

ホームページ : <https://astmaxenergy.co.jp/>

○ガス小売事業者の連絡先

株式会社グローバルエンジニアリング（ガス小売事業者登録番号 A0149）

〒141-0022 福岡県福岡市東区香椎 1-1-1 ニシコーリング香椎 2 F

ホームページ : <https://www.g-eng.co.jp/contact/form>

ガス供給契約に関する重要事項説明書

【選択項目】

■ 契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客様が契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

- ① 当社の勧誘を受け、申込書により契約を締結した日（その日の前に同法第 4 条または第 18 条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面により契約のお申込の撤回または契約の解除を行うことができます。
- ② ①に記載した事項にかかわらず、お客様が、当社が同法第 6 条第 1 項もしくは第 21 条第 1 項の規定に違反して契約のお申込の撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、当社が同法第 6 条第 3 項もしくは第 21 条第 3 項の規程に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込の撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第 9 条第 1 項ただし書または第 24 条第 1 項ただし書きに定める書面を契約等を受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客様は、書面により当該契約のお申込の撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③ 契約のお申込の撤回または契約の解除は、当該契約のお申込の撤回または契約の解除に係る書面を発したときに、その効力を生じます。
- ④ 契約のお申込の撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約のお申込の撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤ 契約のお申込の撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづきガスが提供されたときにおいても、当該ガスにかかる対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ⑥ 契約のお申込の撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は速やかに、その全額を返還いたします。
- ⑦ 契約のお申込の撤回または契約の解除があった場合において、契約に係るガスの提供に伴い、お客様等（同報第 9 条第 1 項または同法第 24 条第 1 項のお申込者等をいう。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】アストマックス・エネルギー株式会社

〒141-0022 東京都品川区東五反田二丁目 10 番 2 号 東五反田スクエア 5F